2．受験資格　試験日において、年齢20年以上の者とする。
3．試験の種類及び科目　試験は、筆記試験及び実技試験とし、それぞれ次に掲げる科目について行う。
（筆記試験）
労働生理、船内衛生、食品衛生、疾病予防、保健指導、薬物及び労働衛生法規
（実技試験）
救急処置及び看護法
4．受験申請方法　所定の申請書に必要事項を記入し、写真（申請前１年以内撮影正面、脱帽、上半身、縦５㎝、横４㎝のもの。裏面に氏名を必ず記載すること）１葉、及び手数料5,400円に相当する収入印紙を貼り付けた上、戸籍の謄本、抄本又は記載事項証明書（申請前１年以内に作成されたもの）を添えて、下記５．提出先に提出すること。
なお、郵送により申請する場合は、書留郵便にて送付し、受験票を郵送するので、返信用封筒(定形郵便物で送付できるサイズ・宛先記載)及び郵便切手380円分を同封すること。
5．提出先　関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（横浜市中区北仲通り５―57　横浜第２合同庁舎）
6．受付期間　平成23年10月11日（火）から平成23年11月28日（月）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く）の午前９時から午後５時まで。
なお、郵送による申請の場合は、平成23年11月28日の消印のあるものまで有効とする。
7．合格者の発表日時及び場所　合格者の発表は、平成24年１月６日（金）午前10時に、国土交通省海事局及び関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課において発表する。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）
九月二十日（金）
○一般案件（抜粋）
一、宇宙基本計画
一、宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築について（決定）(内閣官房)
一、ドイツ連邦共和国大統領クリスティアン・ヴルフ閣下の公式実務訪問賓客待遇について（了解）(外務省)

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 10 月４日
中国地方整備局長　戸田　和彦
1　処分をした年月日　平成23年９月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三島産業株式会社　竹内　太甫　広島県福山市西深津町５―21―８　国土交通大臣許可（般・特―19）第1859号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可、土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 10 月４日
中国地方整備局長　戸田　和彦
1　処分をした年月日　平成23年９月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　母里建設株式会社　母里　雅浩　岡山県真庭市中396―１　国土交通大臣許可（般・特―22）第10734号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可、土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年８月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 10 月４日
中国地方整備局長　戸田　和彦
1　処分をした年月日　平成23年９月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワ環境技術株式会社　洲澤　啓司　広島県三次市向江田町4252―２　国土交通大臣許可（般―20）第20452号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業、さく井工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年８月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年 10 月４日
中国地方整備局長　戸田　和彦
1　処分をした年月日　平成23年９月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三成建設株式会社　石原　　寛　山口県宇部市大字妻崎開作1500　国土交通大臣許可（般―19）第19978号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年８月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２３年（家）第４００２６号
横浜市旭区さちが丘153番地の14
申立人　小林　孝雄
本籍横浜市旭区鶴ケ峰１丁目18番地、最後の住所横浜市瀬谷区三ツ境66番地３　市営三ツ境ハイツ21棟304、死亡の場所横浜市瀬谷区、死亡年月日平成23年１月27日、出生の場所横浜市、出生年月日大正12年２月１日、職業無職
被相続人　亡　本橋美代子
事務所横浜市中区不老町２―11―10　Ｌ．Ｓビルディング２階
相続財産管理人　弁護士　徳田　　暁
横浜家庭裁判所
平成２３年（家）第４００３０号
神奈川県藤沢市辻堂５丁目２番48号
申立人　野口　孝義
本籍横浜市鶴見区元宮１丁目８番、最後の住所横浜市鶴見区市場西中町７番32号　メゾンドール102号、死亡の場所横浜市鶴見区、死亡年月日平成22年５月５日、出生の場所東京府東京市荒川区、出生年月日昭和17年11月３日、職業無職
被相続人　亡　皆川　洋一
横浜市戸塚区品濃町553番地１　パークヒルズＪ棟1310号
相続財産管理人　安田　森彦
横浜家庭裁判所
平成２３年（家）第２０８７号
神奈川県秦野市元町１番７号
申立人　中栄信用金庫
本籍神奈川県秦野市渋沢上２丁目423番地15、最後の住所神奈川県秦野市渋沢上２丁目６番10号、死亡の場所神奈川県秦野市、死亡年月日平成22年５月６日、出生の場所宮崎県西諸県郡須木村、出生年月日昭和13年３月10日、職業会社役員
被相続人　亡　須志原幸雄
事務所神奈川県小田原市本町１丁目７番20号三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田中　紀光
横浜家庭裁判所小田原支部